

一般社団法人日本歯科心身医学会委員会規則

平成 28 年 7 月 23 日 制 定

第 1 条 (目的)

1. この規則は、定款第 44 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本歯科心身医学会（以下「この法人」という。）の委員会の種類、組織および運営等に関する通則を定めることを目的とする。
2. この規則が附則の定めるところに従い効力を発生する日に存在するこの法人の委員会（以下「既存委員会」という。）は別表記載の通りとする。
3. この規則が効力を有することとなった日以降に設立される委員会についてもこの規則を適用するものとする。

第 2 条 (委員会の設置)

1. 理事長は理事会の承認を得てこの法人の会務を執行するために必要な委員会を設置することができる。
2. 前号により委員会を設置する際、理事長は委員会の目的を指示し、かつ理事のうち 1 名を委員長として指名するものとする。但し、理事の中に適任者がいない場合は、代議員の中から選ぶことができる。

第 3 条 (委員会の編成)

1. 前条に従い指名を受けた委員長は速やかに第 4 条によって委員を選任し、委員会を編成する。
2. 委員長は委員会の編成にあたっては次の各号に定める事項を決定しなければならない。
 - (1) 委員会の目的
 - (2) 委員の員数
 - (3) 委員会の存続期間
 - (4) 副委員長、小委員会、分科会その他委員会の活動に関する機関の設置を決定したときはその人数および編成の内容
 - (5) その他委員会の活動に必要な事項

第 4 条 (委員の選任)

1. 委員長は、委員会の任務に適した会員から、その承諾を得て委員を選任する。
2. 委員長は他の委員会の委員の中から委員を選任することができるものとする。
3. 以下に定める者は委員になることができない。
 - (1) 名誉会員
 - (2) 監事
4. 委員長は前条により委員会の編成を結了したときは速やかに理事長に報告しなければならない。委員会の存続中に前項の事項を変更した場合も同様とする。

第 5 条 (任期)

1. 委員長、副委員長および委員の任期は、就任日の属する年度の開始日から 2 年間とする。但し第 3 条第 2 項第 3 号により、委員会の存続期間が 2 年より短いときはその存続期間の満了をもって委員の任期は終了する。
2. 委員長、副委員長および委員は、最長 3 期を上限として再任されることができる。
3. 前項の上限が、当該委員会の職務の特質に照らして不都合であると認められる場合には、委員長の発議に基づく理事会の決議によって、再任の限度を最長 4 期まで伸長することができる。

第6条 (アドバイザー)

1. 委員長は、必要に応じて、当該委員会の趣旨に精通する者の中から、アドバイザー若干名を委嘱することができる。
2. 任期については、第5条第1項を準用する。但し、当該委員会の議決により再任されることができる。

第7条 (委員長)

委員長は委員会を主宰し、委員会が開催する会議の議長となる。

第8条 (副委員長)

1. 委員長は必要に応じて委員の中から適当な人数の副委員長を指名することができる。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代行する。

第9条 (委員の補欠選任)

1. 他の委員の補欠として選任されもしくは委員の増員として選任された委員の任期は、他の委員の任期と同時に満了する。
2. 委員は、任期が満了しても、後任の委員が委嘱されるまでは、引き続きその職務を行う。

第10条 (分科会等)

委員長は必要に応じ、委員会の議決を経て小委員会、分科会等の委員会内の機関を設置することができる。

第11条 (委員会の招集)

委員会は、委員長が招集する。

第12条 (議決権の制限)

議案について特別の利害関係のある委員は、委員会の議決に加わることができない。

第13条 (議事の非公開)

1. 委員会の議事は、別に定める場合を除き、委員以外には公開しない。但し、委員長は必要に応じ委員以外の者の出席を求めその意見を聴くことができる。
2. 前項にもかかわらず、アドバイザーは、委員会に出席し、意見を述べることができる。
3. 前項に定める他、この法人の会員は、委員長の許可を得たときは、委員会の議事を傍聴することができる。
4. 委員会は、特に必要があると認めたとき、もしくはその性格上秘密を要する議事については、議事を非公開とすることができる。

第14条 (委員会の開催および議決)

別に定めのある場合を除き、委員会を開催するには委員の過半数の出席を必要とし、決議については出席委員の過半数の賛成を得なければならない。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第15条 (議事録)

委員会の議事については、別に定める場合を除き、議事録を作成し、委員長が署名押印する。

第16条 (謝金・費用の支弁)

委員会の活動のうち、会議出席以外で著しく負担のかかる職務については、委員長の発議に基づく理事会の決議によって謝金・費用をこの法人が負担することができる。

第17条 (守秘義務)

委員は、正当な理由のない限り、委員会の議事および議決の内容を他に漏らしてはならない。委員の委嘱を解かれた後も、同様とする。

第18条（報告義務）

この規則により委員長、副委員長および委員に選定もしくは選任された理事は別に定めるところにしたがって理事会に職務執行の状況を報告しなければならない。

附則

1. この規則は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

＜別紙＞一般社団法人日本歯科心身医学会・各種委員会一覧表

1. 雑誌編集査読委員会
「日本歯科心身医学会雑誌」の機関誌およびそれに関する事業を行うことを目的とする。
2. 学会あり方委員会
日本歯科心身医学会の運営、歯科心身医学の発展および将来の在り方に関する業務、その他広報、企画、渉外を行うことを目的とする。
3. 学術委員会
総会・大会における学術内容に関する業務、歯科心身医学の研究、教育、臨床の啓蒙や普及を行うことを目的とする。
4. 社会保険委員会
国民健康保険その他各種保険の保険点数に関する事項について関係団体に対し、この法人の意見を述べ、又は申入ないし要請を行うことを目的とする。
5. 会則検討委員会
この法人の定款、規則、その他の規定および内容に修正・改廃を必要とする箇所があればこれについて検討することを目的とする。
6. 認定委員会
日本歯科心身医学会の認定医制度に関する事業を行うことを目的とする。
7. 倫理審査委員会
医療倫理（利益相反を含む。）に関する業務を行うことを目的とする。